

令和4年度

**障がい者総合支援制度における
指定事業者・施設 集団指導
(訪問系サービス編)**

大阪市福祉局障がい者施策部

実地指導における主な指導事項 (訪問系サービス)

実地指導における主な指導事項(訪問系サービス)

(人員に関する基準)

従業員の員数

《不適切な事例》

- 従業者が、常勤換算方式で2.5以上確保されていない。
- サービス提供責任者に常勤専従の者がいない。サービス提供責任者の配置数が不足している。



サービス提供責任者は、以下のいずれかに該当する人数を配置してください。

- ① 月間の延べサービス提供時間が概ね450時間又は端数を増すごとに1人以上
- ② 当該事業所の訪問介護員等の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上
- ③ 当該事業所の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上

実地指導における主な指導事項(訪問系サービス)

(運営に関する基準)

居宅介護計画の作成

- 居宅介護計画が作成・交付されていない。(利用者又はその家族に対する説明が行われておらず、同意も得られていない。)
- サービス提供責任者が居宅介護計画を作成していない。
- 利用者の同意及び利用者が交付を受けた旨の署名を確認できない。



居宅介護計画書の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、居宅介護の提供によって解決すべき課題を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにする必要があります。また、居宅介護計画書を作成した際には利用者及びその家族に内容を説明するとともに、居宅介護計画書を交付してください。

実地指導における主な指導事項(訪問系サービス)

(運営に関する基準)

同居家族に対するサービス提供の禁止



家族介護と公的サービスの区別が曖昧になるため、従業者（ヘルパー）に、当該従業者の同居の家族に対するサービス提供をさせることが禁止されています。

別居の近しい家族に対するものについては特段の規定がありませんが、当該規定の趣旨を踏まえた事業運営を行ってください。

実地指導における主な指導事項(訪問系サービス)

(運営に関する基準)

緊急時等の対応

- 緊急時対応マニュアルが整備できていない。
- 利用者宅に連絡先一覧(利用者の住所、主治医や家族等の連絡先など)等の整備できていない。
- 緊急時の対応方法を従業者に周知できていない。



緊急時に従業者がいつでも適切に対応できる状態にしておいてください。

実地指導における主な指導事項(訪問系サービス)

(運営に関する基準)

管理者及びサービス提供責任者の責務

- 管理者がサービス提供等により常時事業所にいることが少なく、従業者の管理、指揮命令、苦情対応等の管理業務ができていない。



管理者は、できる限りサービス提供のシフトには入れないようにしてください。

緊急的な利用者へのヘルパー派遣の対応に、管理者がいつでも対応できる状態にしておいてください。

実地指導における主な指導事項(訪問系サービス)

(運営に関する基準)

管理者及びサービス提供責任者の責務

- サービス提供責任者が行っている居宅介護業務が、本来業務の遂行に支障を生じさせている。



サービス提供責任者は、居宅介護計画の作成業務のほか、次の業務を行うことが必要です。

- 1 居宅介護の利用の申込みに係る調整をすること。
- 2 利用者の状態の変化や、サービスに関する意向を定期的に把握すること。
- 3 他の障がい福祉サービス事業者等と連携を図ること。
- 4 従業者等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。等

実地指導における主な指導事項(訪問系サービス)

(運営に関する基準)

運営規程

- 介護保険事業(訪問介護)と一体運営している事業所において、それぞれの営業日時、通常の事業の実施地域、サービス提供時間等の内容が相違している。
- 介護保険事業(訪問介護)と一体で運営する事業所において、訪問介護の運営規程を変更していたが、居宅介護の届け出を行っていない。



介護保険事業の訪問介護と一体運営している事業所は、それぞれの運営規程の内容が違ってないか確認してください。

特段理由もなく違う場合は、実態に即した運営規程の修正を行い、必要に応じて変更届を提出してください。

実地指導における主な指導事項(訪問系サービス)

(報酬の算定に関する事項)

特定事業所加算

- 特定事業所加算の各要件が整っていないにもかかわらず、加算の届け出と算定を行っている。
- 特定事業所加算の加算要件について、定期的な自己点検により 当該要件が継続して満たしているかの確認を行っていない。



加算体制を届出した事業所であっても、体制が継続して満たされていない場合は、加算を算定できませんので、毎月、加算体制が満たされているか確認してください。

要件を満たさなくなった場合には加算の体制届の変更を届け出るとともに、過誤により請求を行った加算分については自主返還してください。

※大阪市ホームページ集団指導資料に「特定事業所加算チェックシート」を掲載していますのでご参照ください。

実地指導における主な指導事項(訪問系サービス)

(報酬の算定に関する事項)

訪問系サービスにおける令和3年度制度改正に伴う見直し (抜粋)

1. 「居宅介護職員初任者研修課程修了者で3年以上の実務経験」の要件による、サービス提供責任者が作成した「居宅介護計画」に基づきサービス提供した場合、基本報酬の100分の70で算定してください。
2. 重度訪問介護において、利用者をヘルパーの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合にあつては、利用者1人に対し、1日につき所定単位数(240単位/日)を算定できます。(移動介護緊急時支援加算)

実地指導における主な指導事項(訪問系サービス)

(報酬の算定に関する事項)

訪問系サービスにおける令和3年度制度改正に伴う見直し (抜粋)

3. 同行援護において、同行援護従業者の要件のうち、盲ろう者向け通訳・介助員を同行援護従業者養成研修修了者とみなす経過措置について、令和5年度末(令和6年3月31日)まで延長します。
4. 行動援護において、行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件のうち、介護福祉士や「社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者」(実務者研修修了者)等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす経過措置について、新たに資格を取得する者を除き当該経過措置を令和5年度末(令和6年3月31日)まで延長します。

訪問系サービス編は以上です。

受講後は「行政オンラインシステム」で
受講報告をお願いします。

